

日銀シス第105号

2022年10月18日

当座勘定取引先  
準備預り金取引先  
御中

日 本 銀 行

「手数料等の当座勘定自動引落に関する規則」の一部改正に関する件

消費税の仕入税額控除制度に適格請求書等保存方式が2023年10月1日から導入されることを踏まえ、日本銀行金融ネットワークシステムの利用手数料等にかかる「日銀ネット利用手数料等明細」の出力項目を一部変更することに伴い、標記規程を別紙のとおり一部改正し、2022年11月28日から実施することとしましたので、通知します。

以 上

「手数料等の当座勘定自動引落に関する規則」中一部改正

○ 第1号書式を次のとおり改める（全面改正）。

<p>〒 _____ (注2)</p> <p>_____ 御中 (注3)</p> <p style="text-align: right;">日本銀行 (登録番号: _____) (注8)</p> <p>日銀ネット利用手数料等請求書 計算日 年 月 日 年 月分 ¥ _____ (注6)</p> <p>ただし、消費税および地方消費税 ¥ _____ (注7) (適用税率 _____) (注9) が含まれています。</p> <p>上記の金額は次のとおり当座勘定から引落します。</p> <p>引落日 年 月 日 引落口座 _____ (注3)</p> <p>この請求書の内容について、異議・不明な点がありましたら、 「手数料等の当座勘定自動引落に関する規則」に定めた ところに従い申出て下さい。</p> <p>申出なき場合は、承認があったものとして取扱います。</p>	<p style="text-align: right;">領 収 書 (注1) 年 月 日</p> <p>印紙税申告納付 につき日本橋税 務署承認済</p> <p>_____ 御中 (注3)</p> <p style="text-align: right;">日本銀行</p> <p>下記のとおり領収しました。</p> <p>¥ _____ (注4)</p> <p>ただし、消費税および地方消費税 ¥ _____ (注5) が含まれています。</p> <p>(摘要) 年 月分日銀ネット利用手数料等 明細については、先に送付した請求書 をご覧下さい。</p>
---	--

- (注1) 領収書は、前月に前々月分の日銀ネット利用手数料等を日本銀行が受入れた場合に、出力します。
- (注2) 納付事務統轄店舗の所在地を表示します。
- (注3) 納付事務統轄店舗の名称を表示します。
- (注4) 前月に受入れた前々月分の日銀ネット利用手数料等の金額を表示します。
- (注5) 前月に受入れた前々月分の日銀ネット利用手数料等の金額のうち消費税および地方消費税に相当する金額を表示します。
- (注6) 日銀ネット利用手数料等の請求金額を表示します。
- (注7) 日銀ネット利用手数料等の請求金額のうち消費税および地方消費税に相当する金額を表示します。
- (注8) 日本銀行の適格請求書発行事業者にかかる登録番号を表示します。
- (注9) 消費税および地方消費税にかかる適用税率を表示します。